

令和6年度第10回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和7年1月14日（火）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第4号 農地法第5条の規定による農地転用計画変更承認申請処理について

議案第5号 耕作目的の農地買受適格証明交付申請処理について

議案第6号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	欠 席	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 22番鈴木 正明委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

午後4時00分開会

議 長	それではただいまより、令和6年度第10回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号22番鈴木 正明委員の1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。 会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。 議席番号10番 山口 雅明委員 議席番号11番 唐津 茂雄委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。 農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第1号の1
〇〇委員	それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は上野町174番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,811㎡外3筆合計地積7,596㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、市立銚子高校から1.4km西に進み、上野町信号からさらに400m進んだ左側です。現在はキャベツが作付けされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、会社員で農業は行っておらず、後継者もないためです。譲受人は、自営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に適している申請地を取得したいとのことです。また、譲受人は

意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町2221番1、登記簿地目畑、現況畑、地積623㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい小浜町お食事処一力の手前です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、非農であり、申請農地を管理できないので、農地を有効活用させるべく譲り渡します。譲受人は、申請農地を譲り受け、経営規模拡大を図ります。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員退席)
議 長	順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は高田町 7 丁目 1 1 4 0 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 4 5 9 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道銚子旭線を猿田方面に進み、野尻町松籟の丘のところを左折し 1 0 0 m 進み、道なりに 3 5 0 m 進み右折し 4 0 0 m 先のところです。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢のため耕作ができなくなりました。譲受人は、隣接地が自己所有地であり、農業経営規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員着席)
議 長	議案第 2 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

	(事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。
	順位 1 番と順位 2 番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 2 号の 1 ・ 2
〇〇委員	それでは、順位 1 番と順位 2 番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は、農地法第 4 条の規定による許可申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番地積は、西小川町 2 8 4 5 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 3 7 6 m²の内 2 6 1 . 4 0 m²外 1 筆合計地積 9 2 4 m²の内 8 0 7 . 1 3 m²と 2 7 0 . 8 2 m²です。申請の用途は、共同住宅及び駐車場 1 5 台用地と貸駐車場 1 5 台用地です。申請地の場所は、双葉小学校から名洗方面に 3 0 0 m 進み左折し、3 0 m 先を右折し、3 0 m 進んだ左側です。現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については準工業地域に指定されており、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、共同住宅 1 棟木造 2 階建て建築面積 2 9 5 . 3 8 m²と駐車場 1 5 台及び貸駐車場 1 5 台です。工期としては令和 7 年 2 月 1 0 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資見込証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道へ排出します。雨水は、側溝へ放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。
	ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	登記面積より、計画面積のほうが多いようであるが、残りの部分はあるのか。
事務局	残地はありません。測量をしたら、面積が多かったとのことでした。
〇〇委員	このような場合、登記簿は直さないのか。
事務局	直してはいません。

〇〇委員	一般的に、縄伸びと言われているが、隣接者の同意はいらぬのか。許可要件にはないのか。
事務局	境界が違っているわけではないので、許可要件には入ってはいません。
議 長	ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。
	本件については、用途が異なりますので、それぞれ個別に採決いたします。議案第 2 号順位 1 番について、許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
	順位 2 番について、許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
	議案第 3 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
	(事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。
	順位 1 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 3 号の 1
〇〇委員	それでは、順位 1 番についてご説明申し上げます。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇 〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、今宮町 8 0 0 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 1 2 8 m²外 1 筆合計地積 1, 0 2 0 m²です。申請の用途は、共同住宅及び駐車場 1 3 台用地です。申請地の場所は、パールショップともえ銚子今宮店から利根川方向に 1 5 0 m 進み、左折し 1 5 0 m 進んだヤクルトの隣です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、共同住宅及び駐車場 1 3 台用地です。工期としては令和 7 年 3 月 2 5

日から令和7年9月30日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資見込証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道へ排出します。雨水は、地下浸透処理をします。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、岡野台町2丁目652番、登記簿地目畑、現況畑、地積624㎡の内400㎡です。申請の用途は、農業用倉庫用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい岡野台町の坂をのぼり、T字路を左折し、500m進み右折し300m先の右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農振農用地区域内であり、土地改良受益地はありません。また、用途地域については指定されていません。転用計画につきましては、農業用倉庫1棟144㎡です。工期としては令和7年2月15日から令和7年4月10日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透とします。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地に

については、農振農用地ではありますが、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による農業振興地域整備計画の土地利用目的を農業用施設用地に変更済であるため、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第4号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第4号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請です。申請人は、〇〇市〇〇株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、猿田町615番2、登記簿地目田、現況田、地積185㎡外7筆合計地積3,390.91㎡です。当初の計画は、太陽光発電施設用地です。変更後の計画は、施設規模を縮小しての太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、JR猿田駅手前の野尻街道踏切を渡った右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなくJR猿田駅から300m以内のため第3種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル1064枚パワコン16台を設置する予定で、工期としては令和7年3月1日から令和7年7月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。排水については、雨水のみであり、他の土地へ流すことなく地下浸透とします。想定外の大雨などの

場合は、排水路へ流れるよう対策します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。理由書が添付されていますので読み上げます。理由書 令和〇年〇月〇日付け千葉県海農指令第〇〇〇号の〇一〇で太陽光発電設備用地として農地法第5条の規定による許可を受けた、千葉県銚子市猿田町615番2外7筆の農地に関しまして、今般許可後の計画変更承認申請に至った理由をご説明いたします。申請を行った当初は、公図に則した形でパネルの配置を計画しておりましたが、土地の測量をしたところ、土地の形状や区画について現況に大きな相違があり、また土地の北東部分及び南側がのり面になっており、高低差が大きいためパネル等の配置が難しいことが判明し、パネル等の配置を見直さざるをえませんでした。現在、土地の境界画定や測量がほぼ終了しており、今回の申請において添付した土地計画利用図を最終的な完成図として事業計画を行いたく、変更承認申請をいたします。申請の内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員退席)

議 長

議案第5号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番と順位2番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第5号の1・2

〇〇委員

順位1番と順位2番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は、耕作目的の農地買受適格証明の申請です。本件の申請人は、

〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、諸持町624番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,418㎡外6筆合計地積7,650㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。場所については、諸持町諸持郵便局から750m東庄方面に進みみゆき坂を登り、500m先を右折し、400m進んだ右側が順位1番で、その先左側が順位2番です。現地調査をしたところ、現在はダイコンが作付けされていました。本件の申請理由につきましては、申請人は証明書を添えて競売に参加し、買受後は申請地で、キャベツを栽培するとのことです。また、申請人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、承認要件のすべてを満たしております。内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員着席)

議 長

議案第6号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から17番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第6号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から17番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇〇外16名。被設定者は、〇〇町
〇〇〇〇外12名。申請の地番・地積は、笠上町7184番1 登記簿地
目畑、現況畑、地積542㎡外田21筆、畑26筆、合計地積31,27
2㎡です。その内容ですが、順位1番から8番は、新規に10年の賃借権
を設定しようとするもので、田13筆、畑16筆、合計地積が18,81
7㎡です。順位9番から10番は、継続して5年の賃借権を設定しよう
とするもので、畑7筆、合計地積が3,883㎡です。順位11番から13
番は、継続して10年の賃借権を設定しようとするもので、田6筆畑1筆、
合計地積が4,952㎡です。最後に順位14番から17番は、売買によ
り所有権を移転しようとするもので、田2筆、畑3筆、合計地積が3,6
20㎡です。以上順位1番から17番の権利を取得しようとする被設定者
は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に
規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たして
おり、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いい
たします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の9ページから11ページに届出事項がございますので、ご覧く
ださい。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和6
年度第10回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

午後5時00分閉会

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員